# ○海上自衛隊旗章規則の解釈及び運用方針について(通達)

昭和45年10月2日 海幕総第4970号

改正 昭和55年9月18日海幕総第3727号 [第1次改正]

平成元年3月24日海幕総務第1357号 [第2次改正]

平成6年10月18日海幕総務第4442号〔第3次改正〕

平成12年3月3日海幕総務第1059号 (海上自衛隊旗章規則 の解釈及び運用方針等の一部変更について (通達) 1項 による改正]

平成18年3月27日海幕総第1963号(第4次改正)

平成19年1月9日海幕総第27号(第5次改正)

海上幕僚長から各部隊の長各機関の長あて

海上自衛隊旗章規則の解釈及び運用方針について(通達)

標記について、別紙のとおり定める。

なお、海幕総総第246号(31.6.20)は、廃止する。

添付書類:別紙

別 紙

## 海上自衛隊旗章規則の解釈及び運用方針

## 1 通則的事項

国旗と自衛艦旗は、伝統的に、同じ取り扱いを受けているものであるから、特に規定されている場合のほか、これを併用する必要はないと思われるが、儀式等の際に、やむを得ず国旗と自衛艦旗を併用する場合は、一般参列者から演壇に向つて左側に国旗を、右側に自衛艦旗を掲揚する。

また、両旗を同時に捧持する場合は、右翼の旗手が国旗を、左翼の旗手が自衛艦旗を 捧持するものとする。

2 第2条第1項第3号、第4号及び第5号関係

自衛艦等及び短艇に掲揚する内閣総理大臣旗、防衛大臣旗及び統合幕僚長旗の制式は 内閣総理大臣旗及び防衛大臣旗については付図第1、統合幕僚長旗については付図第2 のとおり定められている。

# 3 第6条関係

- (1) 同一の建物に、指揮官旗を掲揚できる者が、2名以上いる場合は、序列の最上位の もの又は最上級者に対するもののみを掲げるものとされているが、この場合の指揮官 旗の掲揚場所は、その建物の屋上の旗ざおのみ限定されるものではなく、その建物の 近くにある構内の旗ざおにも掲揚できるものである。
- (2) 同一構内であつても、指揮官旗を掲揚できる者が、異なつた建物にいる場合は、それぞれの建物の屋上又はそれぞれの建物の近くの構内の旗ざおに掲揚するものである。

# 4 第8条第2項関係

「潜航する場合」とは、潜航の直前のみを意味するものではなく、潜航訓練が継続中の場合はその時間中、及び荒天のため潜航することが予想される場合を含むものとし、その判断は艦長にゆだねられているものである。ただし、本来自衛艦等は、定められた旗章を定められた期間掲揚することが原則であるから、この規定に定められた潜水艦(練習潜水艦を含む。以下同じ。)の例外規定を乱用しないように注意する必要がある。

### 5 第9条第2項関係

「同一の場所」とは同じ構内にある場合はもちろんであるが、同一構内でない場合で あつても、旗章の確認ができる範囲を指すものである。

# 6 第10条第3項関係

- (1) 「外国艦船」とは、外国海軍に所属する艦船のみを指すものであつて、その他の政府公船及び商船等は含まない。
- (2) 半旗を行なう場合、近傍に停泊している外国艦船にその旨を通報するように規定されているが、必要がある場合は、もより又は隣接する陸上の外国の部隊に通報するものとする。

# 7 第12条第2項及び第4項関係

# (1) 第2項関係

第6号の「港外を航行する場合」とは、その反対解釈として、港内のみを航行する場合は掲揚しないことになるが、これらの支援船が出港の場合に港界において始めて 国旗を掲揚したり、入港のとき港界において降下するという意味ではない。すなわち、 当該支援船は、出港時から掲揚し、入港後降下するという意味である。

# (2) 第4項関係

「特に必要があると認める場合」を例示すれば、次のとおりである。ただし、これ に限定されるものではない。

ア ヨツト競技、カツター競技

イ 巡航

- ウ 外国の港にあつて国籍を明示する必要がある場合
- エ 災害派遣

# 8 第14条関係

訓令第14条の規定に基づき、構内の旗ざおに掲揚する国旗のほかに、国民の祝日、部隊、機関の創立記念日等の場合に、正門、庁舎の玄関等に別の国旗を掲揚する必要はないと思われるが、この訓令によつて、それまでも否定しているとは解釈できないので、その地方の慣例やその他の諸般の状況を勘案した結果掲揚する必要があると認められ、かつ、国旗の手持ちがあれば、これらの場所に掲揚してもさしつかえない。

### 9 第15条第1項関係

(1) 「潜水艦が航海中である場合にあつてはセール上部の旗ざおに自衛艦旗を掲揚する。」と規定されているが、この際の「航海中」には、出港準備の段階を含むものと

する。

- (2) 潜水艦が航海中は、自衛艦旗はセール上部の旗ざおに掲揚することとされているが、 潜水艦の特殊構造にかんがみ、訓令第8条の規定に基づき、セール後部の揚旗線に掲 揚してもさしつかえない。
- 10 第15条の2第2項関係

「戦闘訓練を行なう場合」には、合戦準備の下命があつたときからを含むものとする。

- 11 第18条第2項関係
  - (1) 内閣総理大臣等が、公式にマストを有しない短艇で自衛艦等に乗艦し、又は退艦する場合の当該短艇における内閣総理大臣旗の掲揚又は降下の細部要領は、次のとおりとする。

# ア 乗艦の場合

達着前、当該短艇の艇指揮の「艇首構え」の号令により当該旗章を降下する。

# イ 退艦の場合

乗艇後短艇が横づけを離して、艇首員が爪ざおを収めた後、当該旗章を艦首の旗 ざおに掲揚する。

なお、これらの場合における自衛艦等における旗章の掲揚降下は、規定どおり短 艇の着艦又は発艦と同時とする。

(2) 内閣総理大臣等が、岸壁に横づけ中の自衛艦等に陸上から乗艦し、又は退艦する場合の内閣総理大臣旗等の掲揚又は降下は、次による。

### ア 乗艦の場合

内閣総理大臣等が、岸壁と自衛艦等の間に設置されたさん橋に第一歩を踏んだときに掲揚する。

#### イ 退艦の場合

岸壁に第一歩を踏んだときに降下する。

# 12 第19条及び第22条関係

「編成上」とは、海上自衛隊内訓(昭和37年第17号)の規定をいう。

## 13 第20条関係

- (1) 陸上の司令部、総監部又は基地隊本部(以下「陸上の司令部等」という。) に指揮 官旗を掲揚している者が、部隊指揮等のため、その隷下の自衛艦等に乗艦して、当該 自衛艦等に指揮官旗を掲揚している場合に、用務のため一時上陸したときは、帰艦す るまでの間、当該自衛艦等には不在旗を掲揚する。
- (2) 陸上の司令部等に指揮官旗を掲揚している者が、短艇に乗艇して、当該短艇に指揮官旗を掲揚した場合であつても、当該陸上の司令部等の指揮官旗は降下しないものとする。
- (3) 陸上の司令部等に指揮官旗を掲揚している者が、その指揮下にある自衛艦等に指揮官旗を掲揚する場合の、当該陸上の司令部等の指揮官旗の掲揚及び降下の方法は、次による。

- ア 自衛艦等に掲揚と同時に陸上の司令部等の指揮官旗を降下し、自衛艦等の指揮官旗を降下と同時に、陸上の司令部等に掲揚する。
- イ 掲揚及び降下の確認は、視認、通信又は信号によるが、これらが不可能の場合は あらかじめ定めた時刻によつて行なう。

# 14 第22条関係

隊司令旗(甲)を掲揚する隊司令の職に2等海佐が任命された場合も隊司令旗(甲)を隊司令旗(乙)を掲揚する隊司令の職に1等海佐が任命された場合も隊司令旗(乙)を、それぞれ掲揚するものとする。

## 15 第24条関係

「事故等によりその職務をとることができない場合」とは、指揮官が単に休暇中であるとか、公務により国内を旅行中であるとかの形式的な理由によつてきめられるものではなく、指揮官がすみやかに指揮機能を発揮できる状況にあるかどうかを総合的に判断して決定すべきものである。

一応次のような場合が該当するものと考えられる。

- (1) 外国旅行の場合
- (2) 重体で、指揮官としての意思決定に支障があると認められる場合
- (3) 指揮官が、治療、入院等のためその指揮所を離れ、かつ、指揮権の行使ができない場合

# 16 第26条及び第27条関係

- (1) 本条の「幹部海上自衛官」には、准海尉は含まれない。
- (2) 「個々の自衛艦等を」とは「個艦(艇)を」という意味である。

#### 17 第30条第2項関係

- (1) 「特別の水域」とは、作業地をいう。
- (2) 「修理中」とは、修理にも種々の態様があるが、その一切を指すものではなく、船体の主要部分の塗料のはく奪中、入きよ中でその付近の環境から判断して満艦飾を行なうことがふさわしくない場合、マストの修理中又は危険である等の理由で満艦飾を行なうことがふさわしくない場合のことをいう。

## 18 第31条関係

満艦飾及び艦飾の掲揚は、各マストに自衛艦旗(支援船にあつては国旗)を掲揚する ものとされているが、この場合においても艦尾の自衛艦旗(国旗)及び艦尾の国旗はそ のままとし、これとは別個にマストに掲揚するものである。

### 19 第33条関係

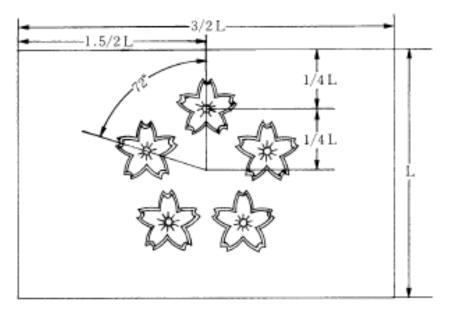
「入港後直ちに」とは、入港作業終了後からなるべくすみやかにとの意である。

# 20 第37条関係

電燈艦飾を行なう場合は、訓令第30条第4項の規定と同様に、所在の先任指揮官(地 方総監部又は基地隊本部の所在する港にあつては、当該地方総監又は基地隊司令)が、 その近傍に停泊している外国の艦船にその旨を通報するものとする。

# 付図第1

内閣総理大臣旗及び防衛大臣旗制式



# (注) 色彩

- (1) 地色 えんじ色
- (2) 桜花 金色 (内閣総理大臣旗) 銀色 (防衛庁長官旗)
- (3) 芯 えんじ色

# 付図第2

統合幕僚長旗制式

